平成２８年（フ）第９４７号
神戸市長田区長尾町１丁目２番２号
債務者　宮﨑みどり
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９５４号
神戸市垂水区舞子台７丁目１番４―404号
債務者　脇　美保子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３１号
新潟県柏崎市半田２丁目７番６―102号　エクシードＢ
債務者　田村　智子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１００号
鹿児島県姶良郡湧水町鶴丸1066番地３
債務者　伊野　　聡
1　決定年月日時　平成28年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第２５０号
佐賀市大和町大字久池井1528番地41
債務者　矢野　和幸
1　決定年月日時　平成28年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３３７号
埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川4989番地11
債務者　高橋佳司子（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１１号
北海道留萌市錦町２丁目３番28号
債務者　四十栄秀隆
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２８年（フ）第２７５号
山梨県中央市若宮17番地３　ハイツワタナベ201、前住所山梨県笛吹市石和町河内304番地７
債務者　岩田　賢司
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３２２号
山梨県南アルプス市荊沢1270番地　メゾン鈴吉405
債務者　石井　英則
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３２３号
山梨県南アルプス市荊沢1270番地　メゾン鈴吉405
債務者　石井まき子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３２８号
山梨県甲府市小瀬町102番地　３―305
債務者　小澤美佐惠
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０４号
長野県安曇野市豊科光1570番地
債務者　綱島　明史（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２１２号
長野県塩尻市大字洗馬2150番地
債務者　山田　耕一
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２２４号
奈良県大和高田市大中東町１番30―403号
大中東マンション
債務者　岡田　慶子
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第３３７号
大分県別府市大字南立石2145番地の74
債務者　藤内　　太
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２１２号
和歌山県有田市新堂126番地１　シャーメゾン新堂112号
債務者　玉置工業こと　玉置　隆彦
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２９６号
和歌山県橋本市高野口町伏原122番地
債務者　森井加奈子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係